**令和６年度「元気な農業応援事業」の実施方法と採択基準について**

**令和６年度から見直しする点**

◆「省エネルギー対策支援」の対象作物に、キノコを追加する。

♦「省エネルギー対策支援」は、施設の2回目以降の支援も対象とする。

　1回目：補助率3/10　2回目以降：補助率1.5/10

※施工箇所は問わず、対象施設の被覆または修繕の支援メニューごとに補助率を算定

◆農機具店やクレジットカード会社への分割払いは、令和6年度から原則として不可。

◆成果目標項目を８つに絞り、目標設定の下限を設ける。

◆「省エネルギー対策支援」の実績時にチェックリストを添付し、達成状況報告を不要。

♦完了日は、領収書の日付または保険加入日のいずれか遅い日（年度内）とする。

**秋冬作業要望時からの変更点**

◆園芸品目の運搬機を対象とする。（収穫物や苗箱の運搬用）

※クローラーまたは**タイヤ**の手押しタイプが対象。土砂や堆肥、籾コンテナの運搬用は除く。軽トラックなどの車両を除く。

◆納品の遅れが見込まれる**来年度の春夏作業用**の機械や施設等の要望について、**秋冬作業要望時**に、理由書を添付して要望できるものとする。

※ただし、秋冬作業要望で不採択になった場合、春夏作業要望時に同一の要望は不可。

　＜以下、春夏作業要望時と同様の内容＞

**昨年度から引き続きとなる要件など**

○成果目標の設定・達成状況報告書の提出が必須です

・事業実施3年後の目標を設定していただき、**取組者全員**（省エネルギー対策支援を除く）**を対象とした達成状況の確認**を実施します。**提出がない場合は事業の活用を不可とします**。

**・**目標未達成の場合は、再度、翌年に「達成状況報告書」を提出していただきます。

また、**未達成となった翌年度に事業要望する場合、審査において減点措置を実施します。**

○機械・施設整備（ハード）事業の審査基準

・「審査項目確認書」により全ての対象者を一律に審査します。

・自己採点において**「３点」に満たない場合、要望を受付しないもの**とします

・予算の範囲内において、獲得点数の高い事業から採択します。

（同点の場合は、要望額の低い方を優先的に採択します）

○その他

・汎用性の高い機械・施設を補助対象外とします。

　（例）フォークリフト、ショベルローダー、バックホー　など

・実績報告時に導入機械・施設の**保険加入を必須とします**。

・事業要望審査により採択、不採択を決定することを基本としますが、

要綱に定める範囲で補助率を調整する場合があります。

・実績報告時に**「領収書」**を添付することを原則とします。

・ソフト事業において、ハード事業同様、申請時に**「３者見積書」**の添付を基本とします。

ただし、3者見積もりが取れない場合、理由書でも可能とします。

・堆肥の切り返しなどに活用する機械は、フロントローダーとバケットなど

トラクターにアタッチするものが対象となります。